

介護保険サービス事業者指定更新申請の受付について

令和2年4月1日に新規指定又は指定更新を受けた事業所（指定の有効期限が令和8年3月31日の事業所）につきましては、同時期に相当数の更新が見込まれるため、下記のとおり、サービス区別に申請期間を設定し、受付を行いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 対象事業所

指定の有効期限が令和8年3月31日の事業所

◎ 該当の介護保険サービス（介護予防サービスを含む）

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

※ 居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、短期入所療養介護は、対象事業所なし。

2 サービス区別の指定更新申請書の受付時期一覧表

申請書受付年月	サービス区分（介護予防サービス含む）
令和7年11月 （R 7.11.4～R 7.11.28）	訪問介護、短期入所生活介護、介護老人福祉施設
令和7年12月 （R 7.12.1～R 7.12.26）	訪問看護、通所介護、介護老人保健施設
令和8年2月（通常どおり） （R 8.2.2～R 8.2.27）	訪問入浴介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護医療院

3 注意すべき事項

○ 指定更新申請書提出後の変更について

更新申請提出後、令和8年（2026年）4月1日までに指定事項及び介護報酬算定体制に変更があった場合は、別途定められた申請期限内に変更届の提出が必要となります。

○ 勤務形態一覧表について

勤務形態一覧表については、更新申請書提出月の翌月のものを提出してください。

例）11月に更新申請書を提出する場合→12月の勤務形態一覧表を提出

なお、上記により提出した場合においても、令和8年4月の勤務形態一覧表を4月末日までに各健康福祉センターへご提出ください。

介護給付費算定に関する変更届、介護保険法施行規則で定める事項に変更があった場合の変更届（管理者、運営規程等の変更届）に勤務形態一覧表を添付した場合は、その変更届をもって提出されたものとみなします。

長寿社会課介護保険班

TEL 083-933-2774

FAX 083-922-3022